

あしかが

暑中お見舞
申し上げます

弁護士制度のあらまし——その三



弁護士 坂元和夫

前回は、イギリスとアメリカの弁護士制度についてご説明しましたが、今回は、わが国の戦前の弁護士制度を取り上げることにいたします。

一、明治以前

鎌倉時代の日記文学の名作といわれる十六夜日記は、阿仏尼という人が所領争いのため幕府に訴えようとして、播磨の国から鎌倉まで遙々出てきたときの旅日記です。

このように昔は公事訴訟には本人が出廷しなければならず、江戸時代になっても、本人が老幼であるとか病人であるとかの場限りに限って、親族・主従など特別の関係にある者が例外的に代人として出廷を認められていたにすぎません。

二、代言人時代

明治五年政府は職業的代理人として代言人の制度を設けました。同時に設けられた代書人が訴訟書類を作成するのに対し、代言人は訴訟において弁論をするものとされました。

代言人になるには二一才以上であればよく、何らの資格も必要とされませんでした。そのため法律知識の乏しく素行も芳しくないものが数多く代言人になるにいったので、「三百代言」という蔑称さえ生まれました。ちなみに、これは青銭三百文の報酬で代言を引き受ける代言人が多かったからだといわれています。

政府はこのような事態を放置しておかず、明治九年に代言人の規制を作り、代言人の志願者に対し法律知識や品行について試験を行い、これに合格したものに司法卿より免許状を下すことになりました。しかし、代言人でなくても他人の代理人として出廷することは禁じられていなかったため、「潜り代言人」の弊害が大きかったようです。

三、戦前の弁護士

不平等条約改正は明治政府の悲願でしたから、政府は我が国を形だけでも欧米風に近代化しようとして、躍起になっていました。弁護士制度もこうして司法制度の近代化の一環として整備されることになったのです。

明治二六年に施行された弁護士法は、弁護士試験による資格付与、弁護士会への強制加入、検事正による監督などを定めています。形式的には近代的弁護士制度を採用したものの、中身は自由民権運動の指導者層を形成していた代言人に対する上からの官僚的取締まりに重点があったといわれます。

その後、大正十二年に、弁護士と判・検事の資格付与試験は、高等試験の司法

科試験に統一されました。

明治末期から大正にかけての弁護士の活動は、官尊民卑の風の甚だしかった当時において国民の人権の擁護を標榜するもので、特に刑事事件における弁護活動は世の注目を集めました。当時の有名な弁護士としては、花井卓蔵、原嘉道、岸清一の名が挙げられます。

大正一四年に制定された治安維持法に対する一部の弁護士の抵抗は、今でも法曹界の語り草となっています。例えば、山崎今朝弥とか布施辰治は、「闘う弁護士」の先駆者と言ってよいでしょう。

しかし、やがて軍国主義の隆盛に伴い、在野法曹も時代の趨勢に勝てず、戦時体制に組み込まれ、全体としては時流に迎合し戦争協力の度合いを深めていくこととなります。

(以下次号)

クラシック音楽の楽しみ

クラシック音楽が、ブームを迎えています。あの「ブニン」・シンドロームにはじまり、マラー・ブーム、数万円もするオペラの切符があったという間に売り切れ。豪華なコンサート・ホールでゆったりと音楽を聞くのが最高のおしゃれという若者もふえています。

私の好きなモーツアルトをみても、京都でヘブラーのピアノ協奏曲、大阪ではリコーダーの天才、ブリュッヘンが指揮する一八世紀オーケストラの「プラハ」演奏など、楽しい企画が目じろおしでした。

このようなクラシックの活況を横目に、日本の古典音楽は、まだまだ注目する人が少ない状態が続いています。既に何人かの方もご承知のとおり、尺八の師範資格を一応は持っている私としましては、本当に淋

しい限りです。

日本の音の魅力

西洋の音楽に比べて日本の音楽は、それ程魅力のないものでしょうか。私はそうは思いません。

第一に、日本の音楽は、西洋の音楽に比べて一音一音の持つ味わいがより深い気がします。西洋の音楽は、限りなく「楽音」＝純粋な音に近づけるように、楽器も奏法も工夫を繰り返してきました。これに対して、日本の音楽は、雑音や倍音をそのまま受け入れ、時には逆用して使い、楽器も自然の素材をそのまま使っています。琵琶や能管などはその最たるものです。その結果、日本の音楽は、一音一音全てが個性と独立した存在感を持つようになりました。

第二に、日本の音楽は、自然や環境と相寄り添い調和を保ちながら自然の良さを引き出すという特性を持つ

ています。竹林の中で吹かれる笛の音は、静寂をより深いものにしてくれます。ちょうど、茶の「松風」の音や蹲踞の「水琴窟」や庭園の「添水」のように。また、虫の音や砧（きぬた）

日本の音、西洋の音



弁護士 尾藤 廣喜

います。笛や琵琶、尺八などが、いずれも一人一人に語りかける楽器であることが、音楽に個性を求めることからの潮流には合っていると思います。

日本音楽へのアプローチ

このように、日本の音楽は、多くの魅力を持っていますが、最大の問題点は、とにかく市民になじみが少ないことです。しかし、市民の多様化したニーズにあわせた日本音楽を身近に提供しようという努力は、着実に広がっています。

私の師、三好荒山師は、ジャズやポップスと結びついたり、「見る尺八」としてビジュアルな尺八を求める一方、古典を身近かなものにという努力も着実に積みあげています。また、筆の沢井忠夫師は、四季の自然の場で箏を演奏し、若い感性に直接訴えるという取り組みを続けています。

山本邦山師は、超絶的な

技巧と豊かな感性で次々と尺八の新しい世界を切り拓いていますし、横山勝也師は、武満徹作曲の「ノベンバーステップス」をひっさげて世界で活躍する一方、新人の教育に流派を超えた努力をしています。

次に、京都での日本音楽の身近かな鑑賞の機会を紹介しますので、是非一度のぞいてみて下さい。

◎「むしぼしの会」

室町三条上ル

「芸蒼苑」

荒山師をはじめ一流の演奏家の演奏が無料で聞ける（年四回）

◎「邦楽ライブ」

四条河原町西入ル茶房

「龍庵」

邦楽のあらゆるジャンルが、お茶を飲みながら楽しめる。（月一回）

◎会費一五〇〇円

いずれも問いあわせ先
三三四―四九六九
ゲンザン音楽事務所

人間は狼？



弁護士 山崎浩一

● 政治のしくみ

最近、衆議院の解散の話題が世上を賑わせていますが、この機会にすこし政治のしくみについて考えてみたいと思います。

政治のしくみを論じる究極の目的は、いかに権力者の独裁を防いで、国民の意思をできるだけ国政に反映するかということです。

どんなしくみをつくればこの目的を達成できるか、モンテスキューを始め多くの先人が頭を悩まして来ました。

ところで、現在の日本で採用されているしくみといえば、権力の分立と議院内閣制の採用ということになるでしょう。

● 権力分立

権力の分立は、権力の担い手を分けて、その担い手の間の摩擦により、権力者が暴走することを抑えようとするものです。

これは「羊も権力をもてば狼になる」という権力者に対する基本的な不信感を前提としています。

立法権は国会が、行政権は内閣が、司法権は裁判所が持つとされていることがその現れです。

● 議院内閣制

一方、議院内閣制は、権力分立により行政権と立法権をいちおう分離した後、民主主義の要請により行政権を民主的にコントロールするための制度です。

● 解散制度とは

つまり、内閣を国会がいろいろな方法によりコントロールすることで、例えば、内閣総理大臣と国務大臣の過半数は国会議員でなければならぬとされていますし、衆議院の内閣に対する不信任制度が認められています。

そして、今、話題の衆議院の解散は、権力の分立と議院内閣制の両方に関連した制度なのです。

権力分立制度のもとでは内閣と国会の対立関係が前提とされていますから、ある問題について内閣の意見と国会の意見が対立して妥協できない場合もありうるわけです。

また、ある重要な問題について特に国民の真意を確かめる必要がある場合もあります。

このような場合に、衆議院を解散して、改めて総選挙をして国民の審判を求めようとするものです。

● チェック&バランス

ですから、衆議院の解散は、民主主義を実現する重要な手段と言えるでしょう。今日、衆議院の解散が強くいわれているのは、消費税の問題など、現在の国政に対して国民が支持をしないというおそれが非常に強いので、解散して選挙により国民の審判を仰ぐ必要があるとされているからなのです。

ところで、衆議院の解散は、実質的には内閣が行うとされていますから、今回解散をするとすれば内閣がこれを決めることになりま

す。ただ、現実にはこのように公式どおりいかない問題があります。それは、現在の政治では、政党が実質的な決定権を握っているからです。

せっかく国会と内閣に分けても、そのどちらも一つの政党が支配していた場合には、その間でのチェックが有効になされないことに

● チェック&バランス

なりません。衆議院の解散についても内閣と衆議院が同じ政党で占められている場合、しかもその政党が自分達の保身のみを考えているとすれば解散自体がなされない可能性もあります。

権力分立の趣旨が生かされるためには、複数の政党があつて、与党に対する野党からの抑制が充分に働くことが必要でしょう。

ところで、権力分立の発想は、国の政治の場面だけに限られません。何かの組織であれば、その運営について、チェック&バランスという権力分立の発想を生かす必要があると思います。

誰かの専制に苦しんでいる時は、この制度を採用してみてもどうでしょう。残念ながら、基本的には誰しも狼になるのだという懐疑的人間観が組織の世界では正しいようです。

かもがわ講座

遺言もボ印でOK

最近、遺言を書く人がふえてきました。これは、不動産の価格の高騰などあって、自分の財産の処理をめぐって、争いを残したくないという考えや、相続税対策を予め考えておこうという考えなどに基づくものようです。

遺言には、いろいろな種類がありますが、多く行われているのは、自筆証書遺言と公正証書遺言の二つです。

このうちの自筆証書の遺言について、最近おもしろい最高裁の判決がありましたので紹介します。

* * *

自筆証書遺言は、全文、

日付署名を自書して、押印するなど、民法に定められた方式を守らないと無効になってしまいます。この押印について、印鑑を押した場合は問題はないのですが、印鑑のかわりに拇印を押した事例について、遺言が有効かどうか問題となったのです。

無効説は、署名の外に押印まで必要とした趣旨は、わが国の慣行上印鑑を押すことが、遺言者が真実遺言をする意思をはっきりさせるためにも必要であり、遺言者が作ったものか否かを照らしあわせるためにも印鑑の押捺が必要であるとしています。

これに対して、有効説は、押印を印鑑に限定して考える理由はないし、拇印でも

遺言作成の意思がないとは言えないとしています。この度の最高裁の判決は、後者の有効説をとって、拇印でも押印として認められるとしたものです。

このように、自筆証書遺言の要件は、少しゆるめられました。が、いずれにしても、自筆証書遺言は、要件が厳しく、一つでも問題があると無効になりますので、遺言を作るときは、公証人に公正証書遺言を作ってもらった方が無難でしょう。



夏休みのお知らせ

お盆の八月一五日は事務所を休みにさせていただきますので、御了承下さい。